

平成30年第1回防府市議会定例会会議録（その6）

○平成30年3月28日（水曜日）

○議事日程

平成30年3月28日（水曜日） 午前10時 開議

- 1 開 議
- 2 会議録署名議員の指名
- 3 議案第18号 防府市の都市計画に関する基本的な方針について
議案第21号 防府市手数料条例中改正について
議案第32号 防府市水産総合交流施設設置及び管理条例中改正について
議案第36号 平成30年度防府市競輪事業特別会計予算
議案第39号 平成30年度防府市青果市場事業特別会計予算
議案第44号 平成30年度防府市水道事業会計予算
議案第45号 平成30年度防府市工業用水道事業会計予算
議案第46号 平成30年度防府市公共下水道事業会計予算
（以上産業建設委員会委員長報告）
議案第19号 防府市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について
議案第24号 防府市介護保険条例中改正について
議案第30号 防府市国民健康保険条例中改正について
議案第37号 平成30年度防府市国民健康保険事業特別会計予算
議案第38号 平成30年度防府市と場事業特別会計予算
議案第40号 平成30年度防府市駐車場事業特別会計予算
議案第41号 平成30年度防府市交通災害共済事業特別会計予算
議案第42号 平成30年度防府市介護保険事業特別会計予算
議案第43号 平成30年度防府市後期高齢者医療事業特別会計予算
（以上教育民生委員会委員長報告）
議案第22号 防府市手数料条例中改正について
（総務委員会委員長報告）
- 4 議案第35号 平成30年度防府市一般会計予算
（予算委員会委員長報告）

- 5 報告第 7号 契約の報告について
 - 6 報告第 8号 変更契約の報告について
 - 7 議案第47号 防府市災害派遣手当等に関する条例中改正について
 - 8 議案第48号 平成29年度防府市一般会計補正予算(第9号)
 - 9 議案第49号 平成30年度防府市一般会計補正予算(第1号)
 - 10 議案第50号 防府市議会政務活動費の交付に関する条例中改正について
 - 11 常任委員会の閉会中の継続調査について
-

○本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

○出席議員(23名)

1番	和田敏明君	2番	藤村こずえ君
3番	宇多村史朗君	4番	河村孝君
5番	清水力志君	6番	山田耕治君
7番	三原昭治君	8番	山本久江君
9番	高砂朋子君	10番	橋本龍太郎君
11番	牛見航君	12番	曾我好則君
13番	石田卓成君	14番	清水浩司君
15番	田中敏靖君	16番	久保潤爾君
17番	田中健次君	18番	今津誠一君
21番	上田和夫君	22番	河杉憲二君
23番	安村政治君	24番	山根祐二君
25番	松村学君		

○欠席議員(1名)

20番 行重延昭君

○説明のため出席した者

市長 松浦正人君 教育長 杉山一茂君
代表監査委員 中村恭亮君 総務部長 末吉正幸君
総務課長 松村訓規君 総合政策部長 熊野博之君

生活環境部長	岸本敏夫君	生活環境部理事	大田稔君
健康福祉部長	林慎一君	産業振興部長	神田博昭君
土木都市建設部長	友廣和幸君	入札検査室長	内田和男君
会計管理者	山内博則君	農業委員会事務局長	中谷純一君
監査委員事務局長	平井信也君	選挙管理委員会事務局長	賀谷一郎君
消防長	田中洋君	教育部長	原田みゆき君
上下水道局長	河内政昭君		

○事務局職員出席者

議会事務局長 岩田康裕君 議会事務局次長 栗原努君

午前10時 開議

○議長（松村 学君） 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
欠席の届け出のありました議員は、行重議員であります。

会議録署名議員の指名

○議長（松村 学君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。9番、高砂議員、11番、牛見議員、御兩名にお願い申し上げます。

議事日程につきましては、お手元に配付してあります日程に基づいて進行をしたいと思いますので、よろしく御協力のほどお願い申し上げます。

議案第18号防府市の都市計画に関する基本的な方針について

議案第21号防府市手数料条例中改正について

議案第32号防府市水産総合交流施設設置及び管理条例中改正について

議案第36号平成30年度防府市競輪事業特別会計予算

議案第39号平成30年度防府市青果市場事業特別会計予算

議案第44号平成30年度防府市水道事業会計予算

議案第45号平成30年度防府市工業用水道事業会計予算

議案第46号平成30年度防府市公共下水道事業会計予算

（以上産業建設委員会委員長報告）

議案第19号防府市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について

議案第 24 号防府市介護保険条例中改正について

議案第 30 号防府市国民健康保険条例中改正について

議案第 37 号平成 30 年度防府市国民健康保険事業特別会計予算

議案第 38 号平成 30 年度防府市と場事業特別会計予算

議案第 40 号平成 30 年度防府市駐車場事業特別会計予算

議案第 41 号平成 30 年度防府市交通災害共済事業特別会計予算

議案第 42 号平成 30 年度防府市介護保険事業特別会計予算

議案第 43 号平成 30 年度防府市後期高齢者医療事業特別会計予算

(以上教育民生委員会委員長報告)

議案第 22 号防府市手数料条例中改正について

(総務委員会委員長報告)

○議長(松村 学君) 議案第 18 号、議案第 19 号、議案第 21 号、議案第 22 号、議案第 24 号、議案第 30 号、議案第 32 号及び議案第 36 号から議案第 46 号までの 18 議案を一括議題といたします。

まず、産業建設委員会に付託されておりました議案第 18 号、議案第 21 号、議案第 32 号、議案第 36 号、議案第 39 号及び議案第 44 号から議案第 46 号までの 8 議案について、産業建設委員長の報告を求めます。山田産業建設委員長。

[産業建設委員長 山田 耕治君 登壇]

○6番(山田 耕治君) おはようございます。

さきの本会議におきまして、産業建設委員会に付託となりました議案第 18 号、議案第 21 号、議案第 32 号、議案第 36 号、議案第 39 号及び議案第 44 号から議案第 46 号までの 8 議案につきまして、去る 3 月 22 日に委員会を開催し、審査いたしましたので、その経緯と結果について御報告申し上げます。

はじめに、議案第 18 号防府市の都市計画に関する基本的な方針についての質疑等の主なものを申し上げますと、「今定例会での一般質問の際、執行部から、都市計画マスタープランは市長の交代により変更するものではないとの答弁があった。つまり、これは市長がかわっても同じまちづくりをするという理解でよいか」との質疑に対し、「都市計画マスタープランは、都市計画に関する基本的な方針でございます。今後、アクションプランである立地適正化計画につきましては、新市長のもとで作成してまいります」との答弁がございました。

また、「新たな都市計画マスタープランの策定により、制限や規制が増えるのではないかと市民から不安の声が聞こえる。マスタープランは将来を見据えた基本的な方針であり、

制限等を規制するものではないと、市民にしっかり説明し、まちづくりに対する理解を深めることが必要と考えるが、いかがか」との質疑に対し、「策定後は、各地域に参り、御説明させていただきます。なお、このマスタープランの第6章では、「産・官・学・民の協働によるまちづくりの推進」を挙げており、積極的に情報提供をいたします。具体的には、市の広報やホームページ、メールサービス等を活用して、まちづくりに関する情報を提供するとともに、まちづくりに参加する場を提供するなど、しっかりと周知してまいりたいと考えております」との答弁がございました。

さらに、「人口減少が進む中、県内他市と比較すると、本市の人口はほぼ横ばいを推移している。これは、市街化調整区域での開発により、土地が購入しやすくなっていることが要因の1つとして考えられるが、いかがか」との質疑に対し、「新たな都市計画マスタープランの策定後、市街化調整区域での開発行為について見直しを検討してまいります。見直しに関しましては、メリットとデメリット、どちらの御意見もございますので、新市長や市議会の皆様とともに丁寧に議論していくことが何よりも重要であると考えております」との答弁がございました。

審査を尽くしたところでお諮りしましたところ、「都市計画マスタープランはあくまでも基本的な方針である。制限等に関しては、アクションプラン策定の際にしっかりと議論できるので、今回の議案には賛成する」との意見の一方で、「内容に反対するものではないが、この計画は20年先を見据えて定めるものである。よって、新市長のもとで計画を公表し、その後のアクションプランでまちづくりを進めるべきであり、今定例会での策定には反対する」との意見がございましたので、挙手による採決を行った結果、賛成多数により承認した次第でございます。

次に、議案第21号防府市手数料条例中改正について、議案第32号防府市水産総合交流施設設置及び管理条例中改正について、議案第36号平成30年度防府市競輪事業特別会計予算、議案第39号平成30年度防府市青果市場事業特別会計予算、議案第44号平成30年度防府市水道事業会計予算、議案第45号平成30年度防府市工業用水道事業会計予算、議案第46号平成30年度防府市公共下水道事業会計予算の7議案につきましては、特に御報告申し上げる質疑等もなく、委員会といたしましては執行部の説明を了とし、議案第36号及び議案第44号から議案第46号までの4議案につきましては全員異議なく、また、議案第21号、議案第32号、議案第39号の3議案につきましては、在席委員、全員異議なく、原案のとおり承認した次第でございます。

以上、本委員会に付託されました8議案について御報告申し上げますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（松村 学君） 次に、教育民生委員会に付託されておりました議案第19号、議案第24号、議案第30号、議案第37号、議案第38号及び議案第40号から議案第43号までの9議案について、教育民生委員長の報告を求めます。上田教育民生委員長。

〔教育民生委員長 上田 和夫君 登壇〕

○21番（上田 和夫君） おはようございます。

さきの本会議におきまして、教育民生委員会に付託となりました議案第19号、議案第24号、議案第30号、議案第37号、議案第38号及び議案第40号から議案第43号までの9議案につきまして、去る3月15日に委員会を開催し、審査をいたしましたので、その経緯と結果について御報告申し上げます。

はじめに、議案第19号防府市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定についての主な質疑等を申し上げますと、「利用者への支援の提供に関する記録の保存期間について、既存の類似条例では、過誤請求や不適切な請求等に対する返還請求が可能となるよう、市独自に5年間と規定している。本条例において、保存期間を2年間としているのは、どのような理由からか」との質疑に対し、「本市独自の基準を定める場合、パブリックコメント等が必要となりますが、今回の条例制定は、本年1月の改正省令の公布を受けて行うもので、そのいとまがなく、国の基準どおり保存期間を2年間としております。なお、今後5年間とする改正を予定しております」との答弁がございました。

これに対し、「改正時期についてはいつごろを考えているか」との質疑があり、「早ければ9月議会での上程を考えております」との答弁がございました。

審査を尽くしたところでお諮りいたしましたところ、全員異議なく原案のとおり承認した次第でございます。

次に、議案第24号防府市介護保険条例中改正についての主な質疑等でございますが、「介護保険の事業費は年々膨らみ続けており、将来的には保険料率をさらに上げざるを得ないのではないかと憂慮している。今後の見通しについて、現時点でどのように考えているか」との質疑に対し、「見込みでは、団塊の世代が75歳以上となる2025年度の保険料基準額を7,200円と試算しております。来期は介護予防、重度化防止に重点を置き、要支援者のサービス利用を促進することにより、給付費が高額となる要介護段階への進行をできるだけ抑制するよう取り組んでまいります」との答弁がございました。

審査を尽くしたところで本案の承認についてお諮りいたしましたところ、「平成30年度から始まる第7期の保険料基準額は5,779円と、今期より5.6%引き上げられている。基準合計所得の区分変更や料率の見直し等、低所得者の負担軽減の工夫はされてい

るが、保険料の値上げは市民にとって極めて負担が重いものであり、認めることはできない」との反対意見がございましたので、挙手による採決を行った結果、賛成多数により原案のとおり承認した次第でございます。

次に、議案第30号防府市国民健康保険条例中改正につきましては、特に御報告申し上げる質疑等はありませんでしたが、本案の承認についてお諮りいたしましたところ、「軽減判定所得が見直され、軽減対象世帯が拡大することは認めるが、基礎賦課限度額の引き上げにより後期高齢者支援金等賦課額及び介護納付金賦課額との合計限度額は93万円となる。改正案は市民への負担増を一層加速させるものであり、反対する」との意見がございましたので、挙手による採決の結果、賛成多数により原案のとおり承認いたしました。

次に、議案第37号平成30年度防府市国民健康保険事業特別会計予算について、質疑等の主なものを申し上げます。「新年度から県が事業の運営主体となるが、各市町で異なる保険料率の平準化について、現段階で県の考え方は示されていないのか」との質疑に対し、「県は、平成30年度から35年度までを対象期間として策定した国保の運営方針において、現状では各市町の医療費水準がそれぞれ異なることから、当面の間は保険料水準の統一を行わないこととしております」との答弁がございました。

審査を尽くしたところでお諮りいたしましたところ、「平成20年度以降、料率の引き上げは行わず、県内でも保険料の水準が低いことについては、執行部の努力を高く評価する。しかしなお、所得の1割を超える保険料負担は市民にとって耐えがたいものであり、13市中、最も高い医療給付費分の均等割の見直しや一般会計からの財源の繰り入れ等により保険料を引き下げるべきである」との反対意見がございましたので、挙手による採決の結果、賛成多数により原案のとおり承認をしたところでございます。

次に、議案第42号平成30年度防府市介護保険事業特別会計予算についての主な質疑等でございますが、「高齢者の徘徊による行方不明を想定した模擬訓練は、いつ、どのような方法で実施するのか」との質疑に対し、「気候のよい時期を選び、市内2地域で実施する予定でございます。内容といたしましては、グループホームの御協力のもと、認知症に対する理解を深めるミニレクチャーや徘徊者への声かけ訓練を考えており、今後、警察等関係機関との協議も重ねてまいります」との答弁がございました。

審査を尽くしたところでお諮りいたしましたところ、「制度開始以降、保険料は上昇し続けており、一方ではサービスの引き下げが行われている。現在の制度を抜本的に見直し、誰もが安心して老後を迎え、手厚い介護を受けられるよう、国庫支出金の増額等を政府に訴えかけることが必要と考え、本案に反対する」との意見がございましたので、挙手によ

る採決の結果、賛成多数により原案のとおり承認いたしました。

次に、議案第43号平成30年度防府市後期高齢者医療事業特別会計予算につきましては、「広域連合議会では、議員定数の関係上、選出議員が不在の市町がある。全市町の代表がそろわない組織において予算等が決定されることは問題であり、議員定数を増員する規約の改正を広域連合の会議で議題に上げていただきたい。また、市町の長または議員の充て職である同議会議員に対し報酬が支給されていることは、市民感情としても納得できない。これの廃止についても検討するよう、あわせて働きかけていただきたい」との要望に対し、「それぞれ、県内の後期高齢者医療主管課長会議において、意見として申し上げたいと存じます」との答弁がございました。

審査を尽くしたところで本案の承認についてお諮りいたしましたところ、「年金の減額や消費税増税、医療、介護の負担増等により高齢者の生活が厳しさを増す中、平成30年、31年度の保険料率については均等割の軽減対象世帯が拡大される一方、中所得者層の所得割軽減の廃止や元被扶養者の均等割軽減の縮小、賦課限度額の5万円引き上げなど、高齢者に負担を強いる改定内容となっており、認めることはできない」との反対意見がございましたので、挙手による採決の結果、賛成多数により原案のとおり承認いたしましたところでございます。

なお、議案第38号平成30年度防府市と場事業特別会計予算、議案第40号平成30年度防府市駐車場事業特別会計予算及び議案第41号平成30年度防府市交通災害共済事業特別会計予算の3議案につきましては、特に御報告申し上げる質疑等もなく、執行部の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり承認した次第でございます。

以上、御報告申し上げますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（松村 学君） 次に、総務委員会に付託されておりました議案第22号について、総務委員長の報告を求めます。清水浩司総務委員長。

〔総務委員長 清水 浩司君 登壇〕

○14番（清水 浩司君） さきの本会議において、総務委員会に付託となりました議案第22号防府市手数料条例中改正につきましては、去る3月14日に委員会を開催し、審査いたしましたので、その経緯と結果について御報告申し上げます。

委員会といたしましては、特に御報告申し上げる質疑等もなく、執行部の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり承認いたしました次第でございます。

以上、御報告申し上げますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（松村 学君） これより、関係各常任委員長の報告に対し、一括して質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（松村 学君） 質疑を終結して、一括して討論を求めます。10番、橋本議員。

○10番（橋本龍太郎君） 議案第18号防府市都市計画マスタープランについて、反対の立場から討論をさせていただきます。

そもそも、都市計画マスタープランにおいては、今後20年の防府市のまちのあり方を示す骨格的な計画でございます。今後の人口減少を見据えての防府市の目指す都市構造、防府市の地理的条件を最大限活用し、社会的な情勢の変化に対応し得る柔軟性を備え、持続的に防府市が発展するための根本的な計画であり、本来反対すべきものではないと考えているところでございます。

ですが、平成12年に都市計画法の改定に伴い、防府市も条例改正を行い、土地利用計画が大きく変わりました。本来、市街地になるものを抑制しなければならない調整区域においても宅地化が可能となり、農地の放棄地対策または周辺部の人口増に大きく寄与しており、昨年の防府市の開発許可約150区画のうち、そのうちの約8割が調整区域であり、また昨年の新築着工件数の約8割が調整区域であると、そのような現状は無視することができません。

先般の田中敏靖議員の一般質問にありますように、調整区域における開発の経済効果は約30億円に上るという試算もございます。今後、人口減少の波に飲み込まれる中で、山口県全体でも毎年約9,000人が減少している、そのような状況でございます。

ですが、現在、他市が人口減少している中で、防府市は唯一、人口を横ばいに維持できている市でございます。その要因の1つには調整区域の規制緩和、規制措置が一因となっているのではないのでしょうか。そのような中で、調整区域に再び規制をかけるのは、人口減少にさらに拍車をかけるのではないのでしょうか。

また、規制をかけることで、今後高齢化が進む中、後継者がいない農地の持ち主には、どのような選択肢が残されているのでしょうか。このようなことに対する解決策が見出せないままでの規制は了とすることはできません。

また、将来の高齢化、人口減少に備え、周辺部から市街地に人を誘導するという考えはわかりますし、今後そのようにまちづくりを行わなければならないということにおいては、賛成するところでございます。

ですが、現在の市街地において、その人の流れを受け入れる準備ができているとは思えません。市街地の狭隘道路の問題やセットバックによる土地の買い取り、または建築確認の緩和など、市街地に人を誘導できる下地としての規制緩和、これが必要なのではないのでしょうか。

また、これらの規制緩和は、周辺部の規制と同時に履行しなければなりません。そうしなければ、人の流れは中心部ではなく防府市以外に流れてしまいかねません。その辺の議論は、今後の立地適正化計画やアクションプランの中で議論を重ねていき、そのような対策をとられることを期待しますが、現時点においては周辺部の規制だけが前面に出ている感が否めず、まだまだ議論の余地があるとして、反対とさせていただきます。

○議長（松村 学君） ほかにございますか。12番、曾我議員。

○12番（曾我 好則君） 議案第18号防府市の都市計画に関する基本的な方針について、反対の立場で申し上げます。

過去の一般質問でも、マスタープランの改定時期について申し上げてまいりました。市のマスタープランについては拙速に定めるべきではなく、来年度以降の新たな体制で、このたび上程された案を検証し、新たな市長のまちづくり方針を反映して再考されるべきであり、あわせてこの案を新たに設置される立地適正化計画の委員会にも諮り、マスタープランと立地適正化計画の方向性を一致させた上で決定する必要があります。

また、市の顔である防府駅周辺のまちづくり、中心市街地活性化基本計画の方向性も踏まえる必要があります、さらに、現在の市の総合計画は終期を迎えており、今後策定される市の総合計画との整合を図る必要があります。

そもそも、松浦市政の20年で、まちづくりは他市と比べ大きくおくれをとっております。平成20年度に防府駅北土地区画整理事業、平成23年度には防府駅てんじんぐちを中心とする市街地再開発事業が完了いたしました。区画を整理されただけでなく、残念ながらまちのにぎわいも整理されております。

今のマスタープランの基本方針は、おおむね20年後のまちの姿を描きつつ、まちづくりの方針を示す長期的な計画です。このことから、目標とする年次についても、「おおむね20年後の平成32年を長期的な目標年次とします」とあります。このマスタープランは、松浦市長が平成10年に市長に初当選された矢先の平成11年に策定されたものです。今回の改定は、今のマスタープランの検証が十分なされたものでしょうか。市街地開発事業のルルサスにおいて、過去、市長の答弁で、「全国的に中心市街地を活性化させた成功事例と高い評価を得ている」と言われました。誰が評価したのかわかりませんが、市長にかかっては全てが成功事例です。何の反省もありません。

また、人口減少等の課題とそれに対応したまちづくりの方針は、市長がかわっても不変のものという執行部からの回答でしたが、いずれにしましても、新たな市長が今後の防府市のかじ取り役となるわけですから、市長のかじ取り次第でまちづくりは大きく異なることは誰でもおわかりになるかと思えます。

マスタープランを改定することが目的ではなく、そのプランに沿ってまちづくりを着実に進めていくために、新たな市長が責任を持ってマスタープランを改定すべきであると申し上げ、反対討論とさせていただきます。

○議長（松村 学君） ほかにございませんか。5番、清水力志議員。

○5番（清水 力志君） ただいま議題となっております諸議案のうち、議案第24号防府市介護保険条例中改正について、議案第30号防府市国民健康保険条例中改正について、議案第37号平成30年度防府市国民健康保険事業特別会計予算、議案第42号平成30年度防府市介護保険事業特別会計予算、議案第43号平成30年度防府市後期高齢者医療事業特別会計予算、以上の5議案について、反対の立場で討論いたします。

まず最初に、議案第24号防府市介護保険条例中改正についてですが、今回の改正は平成30年度から平成32年度までの第1号被保険者の保険料率を定めるものでございます。新年度からの介護保険料の基準額は月額5,779円と、今年度に比べて5.6%増の311円の値上げとなっております。今日の経済状況の厳しさや年金額の減少などで、保険料の値上げは市民にとって極めて負担の重いものとなっております。

そうした状況の中、介護保険料の値上げは認めるわけにはいかないことから、議案第24号には反対の立場を表明し、関連で議案第42号平成30年度防府市介護保険事業特別会計予算につきましても、先ほど申し上げました値上げされた保険料などが予算化されたという点で、認めるわけにはいきません。

次に、議案第30号防府市国民健康保険条例中改正についてですが、今回の改正は軽減判定所得の見直し及び国民健康保険料の基礎賦課限度額を、現行の54万円から58万円へ引き上げるものでございます。

これまで、高過ぎる国保料から払える国保料へと要望してきた中で、今回の軽減判定所得の見直しにより、軽減対象世帯が拡大することは認めます。

しかしながら、基礎賦課限度額を引き上げることにより、全体として国保料の負担増を市民に対して押しつけるものであり、認めるわけにはいかないことから、議案第30号には反対の立場を表明し、関連して議案第37号平成30年度防府市国民健康保険事業特別会計予算につきましても、基礎賦課限度額の引き上げを予算化したものでありますので、認めるわけにはいきません。高過ぎる保険料の引き下げをするべきだという考えから、反対の立場を表明いたします。

続いて、議案第43号平成30年度防府市後期高齢者医療事業特別会計予算についてですが、後期高齢者医療制度は75歳以上の人を国保や健保から切り離し、高齢者だけの医療保険にして負担増を強いる医療制度です。

高齢者の生活を見ると、年金の減額、消費税の増税、医療や介護の負担増など厳しさを増しております。

そのような状況の中、保険料率の改定は2年ごとに見直しが行われますが、平成30年、31年度は均等割の軽減の拡充により、保険料軽減の対象世帯が拡大したものの、年金収入が153万円から211万円までの中所得層の所得割の軽減が平成30年度より廃止され、元被扶養者の均等割の軽減は平成30年度においては5割軽減と縮小し、さらに賦課限度額は5万円引き上げられて62万円に設定されるなど、全体として負担増を高齢者に押しつけるものとなっております。高齢者の暮らしが厳しくなる中で、このような負担増を行うことは、認めることはできません。

本来、国民の健康や命を守るはずの医療保険制度が、高齢者を苦しめております。防府市は国に対し、年齢にかかわらず全ての国民が安心して医療を受けられるような抜本的な医療制度の見直しを強く求めるべきだと考えます。

以上、長くなりましたが、討論を終わります。

○議長（松村 学君） 17番、田中健次議員。

○17番（田中 健次君） 先ほどから3人の議員が1議案ないし5議案に反対とのことを言われておりますが、多分他の議案については賛成の立場ということであろうと思いません。

私は、上程されている18議案のうち、次に述べる6議案について反対し、その他の12議案については賛成の立場を表明いたします。

議案第24号の介護保険条例の改正、議案第30号の国民健康保険条例の改正の2つの条例改正案、議案第37号、第42号、第43号の国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療の3つの特別会計予算、公営企業会計中の第44号の水道事業会計予算、以上の6議案に反対をいたします。

最初に条例改正ですが、議案第24号の介護保険条例の改正は、第7期の保険料率を定めるもので、基準額となる第5段階では年額3,730円、5.6ポイントの引き上げとなり、また今回大幅な引き上げとなる第8、第9段階では12ないし13ポイントの引き上げにもなり、認められないものであります。

次に、議案第30号の国民健康保険条例改正は、軽減判定所得額の見直しにより、軽減世帯の拡大を図るというプラス面はありますが、基礎賦課限度額を4万円引き上げ、全体として保険料収入額を増やすもので、住民負担を増やすものとして反対をいたします。

次に、特別会計ですが、議案第37号の国民健康保険事業特別会計については、先ほど述べました条例改正に反対した内容が盛り込まれておること、この国民健康保険事業は自

治事務であり、これまでも再三主張しておりますが、一般会計からの繰り入れを増やして、所得の1割を超える保険料の軽減を図るべきであり、認めがたいものであります。

第42号の介護保険事業特別会計についてであります。先ほど条例改正に反対した内容によるものであること、介護保険の導入は、そもそも国・地方自治体が福祉関係予算を減らし、これを保険料という形で、国民・市民に転嫁する増税そのものであり、反対をいたします。

第43号の後期高齢者医療制度は、2年ごとの保険料の改定がされますが、今回の改定では所得割軽減の廃止、元被扶養者の均等割軽減の段階的見直し、賦課限度額の引き上げとなっております。収入の少ない高齢者にとって、保険料が国民健康保険と同じように大きな負担となっております。

そして、この後期高齢者医療連合が一般財源を持たないため、自治体独自の減免ができないこと、先ほども委員長報告にもありましたように、広域連合の議員は各市町の長及び議会の議員から選ばれる仕組みですが、それも全市町から選ばれるわけでないため、現在防府市は広域連合の議会での議決に参加できない自治体となっており、代表なしの、いわば課税という状況です。こうした制度を認めるわけにはまいりません。

また、この議会に出席した議員は、広域連合の条例により、月額7,000円から9,000円の議員報酬。広域連合長、副広域連合長は、年額3万3,000円、2万5,000円の報酬を受領することになっています。市長、町長、議員の充て職で、こうした報酬を受け取ることはやめるべきであります。こうした点についての改正を、防府市として広域連合に提案すべきであることを、意見として申し上げます。

第44号の水道事業会計当初予算については、平日夜間、土日等の通常勤務時間以外の水道施設、運転管理業務等の経費が計上されています。水道事業は、市民の健康や衛生的な生活環境を保障するライフラインとして地域社会における重要な社会基盤であり、したがって、安心・安全な水を供給することが市民への最大のサービスであり、行政の責務であります。こうした形で委託を継続することについて、反対の立場を表明いたします。

なお、議案第45号、46号にも同様な委託事業がありますが、付随的なものとして反対はしません。

以上、2つの条例改正案、3つの特別会計予算、水道事業会計1議案の6議案に、反対の態度を表明いたします。

このほか、賛成する議案に関して、若干討論をさせていただきます。

議案第18号の都市計画に関する基本的な方針、いわゆる都市計画マスタープランについて、私は都市計画マスタープラン更新委員会を傍聴し、また全員協議会等の場で執行部

から説明を受けてまいりました。私が述べた意見を反映する形で素案を修正され、議案となったもので、この間の経過を尊重し、賛成いたします。

なお、今後策定予定の立地適正化計画については、市民生活に一定の規制、制限をかけるものとなることも考えられ、慎重に策定すべきであるということは意見として申し上げたいと思います。

さらに、新市長に委ねるべきとの意見も委員会審議等でありましたが、これまでの議論、協議経過を無視するものだと思います。仮に新市長が、このマスタープランについて問題があると考えるのであれば、マスタープランを修正することは可能であり、そのための組織を新たに立ち上げて検討すればよいことであり、この点を意見としてつけ加えさせていただきます。

議案第19号の防府市居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定についてであります。教育民生委員長報告で述べられているとおり、今後、パブリックコメント等の手続を経て、他の類似条例と同様の5年間とする条例改正を今後行いたいとの執行部の答弁がありましたので、これについては賛成をいたします。

しかし、こうしたお考えがあるのであれば、議員にも適切な時期に説明をすべきであったということを意見として申し上げます。

特に申し上げなかった他の議案に関しては、執行部の説明及び議員の質疑に対する答弁により、これを了とするものであります。

長くなりましたが、以上で反対及び賛成の討論といたします。

○議長（松村 学君） 1番、和田議員。

○1番（和田 敏明君） ただいま上程されております議案第18号に、賛成の立場から討論いたします。

御存じのとおり、平成4年の都市計画法の改正において、市町村は長期的なまちづくりのビジョンを総合的かつ体系的に方針を示す市町村の都市計画に関する基本的な方針、いわゆる都市計画マスタープランの策定に取り組むこととされ、平成12年からは全ての都市計画区域において都市計画マスタープランの策定が義務づけられております。

現在、急速に進展している少子高齢化や人口減少あるいは市民ニーズの多様化など、本市を取り巻く環境は大きく移り変わろうとしています。

しかしながら、既存の都市計画マスタープランは策定から19年が経過していることから、現在の情勢を見据え、今後のまちづくりを計画的に進め、将来においても持続的に都市の運営を図ることを目的として、新たな防府市の都市計画に関する基本的な方針が策定されております。

また、この役割といたしましては、将来のまちづくりや各種都市計画に対し市民の理解を深め、まちづくりの考え方を産・官・学・民が共通の目標として共有することにより、まちづくりに対する理解を深め、事業や施設への合意形成や参画、協働を容易にし、関連計画との相互の連携を図り、将来像の実現に向け教育、福祉、環境、防災、産業、観光等の各分野の個別計画や基本方針との整合を図り、一体的なまちづくりを推進するもので、あくまでも各分野における方針を示したものであり、各分野における事業計画など詳細なものを定めたものではありません。

したがって、市長がかわれば防府市のまちづくりの進むべく方針が変わるといような性質のものではないとの思いは、ここにおられる皆さんの共通認識ではないかと思えます。

また、今議会の会期中に、一部の議員の方から、先ほども討論の中で発言がありましたが、「この都市計画マスタープランの策定は、新たな市長が就任されてから策定するべきではないか。なぜ市長選挙直前のこの時期なのか」といったような意見もここまでございましたが、まず、ただいま上程されております都市計画マスタープランは、平成29年8月8日に執行部から議会に概要説明をなされております。その際、各議員からさまざまな意見や要望等をしてまいりました。先ほど田中健次議員の討論の中にもありましたが、その声も酌み入れていただき、去年の10月23日の全員協議会で全議員納得したからこそ、市民へのパブリックコメントにもかけております。

また、本年1月31日に開催された市条例に基づく都市計画審議会に、議会の代表として私と議長、そして先ほど反対された橋本副議長と曾我議員と4人が出席しておりますが、その時点で、本年5月に市長選挙があることは承知されていたと思われませんが、その審議の際には全く異論を唱えておられませんでした。なぜ今になって反対されるのか不思議でなりません。

この定例会に議案として提出されるに当たり、都市計画マスタープランの写しが全議員に配付されておりますが、この資料を作成されるために、どれだけの時間と労力が費やされていると思われませんか。ただ思いつきのような判断で議案に反対されることはいかなるものでしょうか。私たち議員も執行部と同じく、市民のとうとい税金で報酬をいただき、市民のために働かせていただいているのではないのでしょうか。

最後になりますが、6月に新たな市長が就任されれば、その公約は民意ですので、さまざまな分野においてしっかりとお考えを示していただき、議会とともに市民の意思尊重し反映させる努力をしていかなければならないと思えます。

それともう一点、先ほど松浦市長が就任されてから20年、防府市のまちづくりが進ん

いないような御発言がございましたが、松浦市長におかれましては、就任されたときには本当に厳しい財政状況の中で、しっかりと耐えるべきを耐え、進めるべきものを進めていただいたと認識しております。例を挙げれば、インフラ整備もそうですが、消防署本部も立派なものを設置していただき、また各学校の耐震化工事、公民館等の耐震化工事にも対応できているような財政状況を取り戻しております。

私個人といたしましては、この20年間、松浦市長、よくやったと、そのことを申し添えて、賛成の討論といたします。

なお、その他、ただいま上程されております全ての議案にも、賛成の立場で討論させていただきます。

以上です。

○議長（松村 学君） ほかにございますか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（松村 学君） ないようですので、討論を終結してお諮りいたします。ただいま議題となっております議案のうち、議案第18号、議案第24号、議案第30号、議案第37号及び議案第42号から議案第44号までの7議案については、反対の意見もありますので、それぞれ起立による採決といたします。

まず、議案第18号については、産業建設委員長の報告のとおり、これを可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（松村 学君） 起立多数でございます。よって、議案第18号については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号については、教育民生委員長の報告のとおり、これを可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（松村 学君） 起立多数でございます。よって、議案第24号については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第30号については、教育民生委員長の報告のとおり、これを可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（松村 学君） 起立多数でございます。よって、議案第30号については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第37号については、教育民生委員長の報告のとおり、これを可決すること

に賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（松村 学君） 起立多数でございます。よって、議案第37号については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第42号については、教育民生委員長の報告のとおり、これを可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（松村 学君） 起立多数でございます。よって、議案第42号については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第43号については、教育民生委員長の報告のとおり、これを可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（松村 学君） 起立多数でございます。よって、議案第43号については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第44号については、産業建設委員長の報告のとおり、これを可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（松村 学君） 起立多数でございます。よって、議案第44号については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号、議案第21号、議案第22号、議案第32号、議案第36号、議案第38号から議案第41号まで、議案第45号及び議案第46号の11議案については、関係各常任委員長の報告のとおり、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松村 学君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第19号、議案第21号、議案第22号、議案第32号、議案第36号、議案第38号から議案第41号まで、議案第45号及び議案第46号の11議案については、原案のとおり可決されました。

議案第35号平成30年度防府市一般会計予算

（予算委員会委員長報告）

○議長（松村 学君） 議案第35号を議題といたします。

本案については、予算委員会に付託されておりましたので、予算委員長の報告を求めます。河杉予算委員長。

〔予算委員長 河杉 憲二君 登壇〕

○22番（河杉 憲二君） それでは、さきの本会議におきまして、予算委員会に付託となりました議案第35号平成30年度防府市一般会計予算につきまして、委員会審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

本委員会は、3月13日の全体会において、執行部の補足説明を受け、質疑を行った後、3月14日に総務分科会、15日に教育民生分科会、22日に産業建設分科会を開催し、慎重に審査をいたしました。

その結果、各分科会主査より、全体会で審査すべき事項はなかった旨の報告を受けております。

ここでは、あわせて報告のありました主な質疑等を申し上げます。

まず、総務分科会においては、自主防災組織等促進事業について、「地域における自主防災組織、防災士などの活動が、今後ますます重要になってくる中、拡充とはしているが、前年度比較で約160万円減額となった理由は何か」との質疑に対しまして、「1つは、防災士養成講座の委託料で、これまで株式会社防災士研修センターに委託しておりましたが、国立大学法人山口大学が日本防災士機構の研修機関となったことから、委託先を変更し、受講料の違いにより、約60万円の減となっております。なお、募集人員は60名から70名へ増員しております。いま一つは、自主防災組織に対する補助金で、これまでの制度を見直し、補助率のアップや新たに自主防災組織の結成に要した経費を補助対象に加えるなど、補助金制度の充実を図る一方、これまでの実績を勘案し、100万円の減としております」との答弁がございました。

次に、体育施設運営事業について、「陸上競技場は、2種の公認を得る検定に備え、トラックの改修を行うとのことだが、公認はどのような種別があるのか」との質疑に対し、「陸上競技場の公認には、1種から4種までクラスがあります。大会の規模で申しますと、1種は国際大会・全国大会が開催できる規模、2種は中国大会が開催できるもので、県内では下関市と防府市だけとなります。3種は県大会、4種は市の大会が開催できる規模となります」との答弁がございました。

これに対しまして、「過去、防府の陸上競技場で中国大会は何回開催されたのか。また、トラックの改修ということだが、2種と3種の違いは何か」との質疑に対し、「平成3年に、完成記念大会として実業団の中国陸上大会が開催されておりますが、それ以降はございません。また、2種と3種の違いにつきましては、トラック自体に大きな違いはありませんが、投てき競技の際の境界設備のフェンス柵、写真判定装置など、もろもろの備品が必要となります」との答弁がございました。

これに対し、「今までの大会実績なども考慮し、改修方法についてはできるだけ安価な方法を検討していただきたい」との要望がございました。

次に、教育民生分科会においては、最終処分場処理業務について、「財源である事業系の処理手数料が前年度比で約3分の2に減額されているが、搬入を抑制する予定があるのか」との質疑に対しまして、「平成29年4月から搬入制限量を見直し、削減を行っておりますことから、減額しております」との答弁がございました。

これに対し、「以前にも、事業系廃棄物の搬入が厳しく制限されたことがある。当時の議会報告会では、廃棄物処理に窮する個人や中小企業の事業者から苦情や要望が寄せられたが、今回はそのような声は聞かれないか。また、二、三年先でさらに抑制することも考えているのか」との質疑があり、「削減幅が過大にならないよう削減しており、特段、事業者からの苦情は聞いておりません。しかしながら、小規模事業者等の現状や要望も認識しておりますので、今後の搬入制限量につきましては、それらを勘案しながら慎重に判断、検討してまいります」との答弁がございました。

また、こども医療費支給事業について、「制度の周知が広がったことにより、支給額は年々増え続け、やがて2億円を超えられる。今後の見通しなどをどのように考えているのか。また、対象者を中学生まで拡大した場合、どの程度の支給額を想定しているのか」との質疑に対しまして、「インフルエンザや感染症等の流行ぐあいにより、年度間で若干の上下がありますが、年間支給額の平均はおよそ1億8,000万円で推移しております。また、医療費の無料化を中学生までとした場合は、小学生までの子どもと比べ、中学生の罹患件数は少ないと見込まれ、年間平均支給額の半額より少ない7,000万円程度の増額で対応できるものと考えております」との答弁がございました。

さらに、周防国府跡等発掘調査事業について、「車塚古墳の石室復元整備はどのような整備を考えているのか」との質疑に対し、「車塚古墳は、2つの石室を持つ特徴的な古墳でございます。現在、損傷が激しく、一部が崩落している状態であります。今後、専門家を含む委員会を設置し、石室を本来の形に復元した上で活用を図っていくこととしております。なお、整備までの期間は、おおむね10年を要すると考えており、計画的に整備してまいりたいと存じます」との答弁がございました。

次に、産業建設分科会においては、女性の活躍応援・人材確保支援事業について、「市内の中小企業は、人手不足が顕著で、非常に危機感を持っている。ほうふ幸せます働き方推進企業に認定された企業について、市としてどのようにPRしているのか。特に、就職を控えた高校生や大学生に対し、情報がしっかりと伝わっていないように感じるが、いかがか」との質疑に対しまして、「市広報やホームページでの紹介に加え、市内に戸別配布

されます地域情報誌に、認定企業の名前や取り組み等を定期的に掲載したいと考えております。また、若者向けの市内企業情報誌「H o f u l l」にも同様に掲載し、しっかりとPRしてまいります」との答弁がございました。

次に、多面的機能支払交付金交付事業について、「農家の方々が、みずから所有する農地周辺で耕作が放棄されている他人の土地に対し、草刈り等の環境保全活動を行う場合に交付金が適用できないか」との質疑に対し、「その土地所有者の同意があり、農家の方々が協力して保全管理をされるのであれば、制度が適用できるものと考えております」との答弁がございました。

次に、中心市街地活性化事業について、「構想案として考えるルルサス防府からアルク防府店までの間の市道拡幅が仮に実施されるとして、完了までには相当の年月と費用が予想される。どのぐらいかかるのか、想定はしているのか」との質疑に対し、「そのあたりの検討を地権者への意向調査等も含め、平成30年度に行ってまいりたいと考えております」との答弁がございました。

また、「中心市街地活性化に向けたまちづくりに関して、専門的な知見を有するタウンマネージャーを招聘するとのことだが、どのような人材を考えているのか」との質疑に対し、「人選は商工会議所が行っていますが、人と人とをつないで空き店舗の活用を進めるなど、エリアマネジメントのできる方を想定しており、まちづくりにかかわった実績のある方をお呼びしたいと伺っております」との答弁がございました。

さらに、「中心市街地を生活やコミュニティの場として活用するための担い手を育成するとあるが、人材を発掘するほうが重要ではないか」との質疑に対し、「担い手の育成としておりますが、実際には、人材発掘の意味合いが強いものでございます。事業といたしましては、他市において実際にまちに入り、人材の掘り起こしをされている実績のある団体がございますので、そういった団体をお願いしてまいりたいと考えております」との答弁がございました。

予算委員会におきましては、分科会の審査を受け、3月26日に全体会を開き、議案第35号の承認についてお諮りいたしましたところ、「生活扶助費が大幅に減額されていること、行政改革の推進により、職員が削減された結果、技術職員が不足していること、交通安全対策施設の整備や日常生活道の改修、また、老朽化した公共施設や市営住宅などの補修は、市民の要望に十分応えていないことから、予算案に反対する」との意見がありましたので、挙手による採決の結果、賛成多数で、原案のとおり承認した次第でございます。

以上、御報告申し上げますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（松村 学君） ただいまの委員長報告に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（松村 学君） 質疑を終結して、討論を求めます。8番、山本議員。

○8番（山本 久江君） 議案第35号平成30年度防府市一般会計予算につきましては、反対の立場から討論を行います。

このたびの予算は、施政方針におきまして、「義務的経費を中心に骨格予算として編成をし、既に着手をしている継続事業や年度当初から取り組む必要がある事業についても予算計上して、市民生活に影響を及ぼさないよう配慮した」、こういうふう述べておられます。

今日、経済格差の広がりの中で、国の家計調査や国民生活基礎調査を見ましても、勤労者世帯の平均世帯年収の低下や、生活のために貯蓄を取り崩す実態、浮き彫りになっております。特に高齢者にとっては年金収入の減少と医療、介護にかかわる負担増の連続の中で、市民にとって、生活にかかわる厳しさ、増しております。

こうした中で、市政においては、住民の暮らしと福祉を守るという、この自治体本来の役割をどう発揮すべきかが問われておりますが、残念ながら、市民の願いに十分応えたものとなっております。

例えば、例を挙げますと生活保護制度、例にとりますと、新年度、生活保護費の扶助費支給事業が大きく減額をされております。ここ5年間をとっても、最低の予算となっております。この間の就労支援の取り組み、大変取り組みが進んだと思えますけれども、また、この決算見込みからこういう判断がされたということですが、全国的にも生活保護の捕捉率が20%程度と言われておられて、また、生活保護世帯の約7割が高齢者世帯ですが、今後、市において高齢化が進む中で、いわゆる最後のセーフティーネットと呼ばれるこの事業の減額は、影響が大きいものがございます。

加えて、国では、ことし10月から生活保護基準、この削減が検討されておられて、このことは生活保護世帯のみならず就学援助制度など、さまざまな事業に影響いたしますことから、市においても、市民生活への特別な配慮をお願いをしたいと思います。

また、この間の行政改革は、業務の民間委託あるいは職員の削減を進める内容でしたが、県内他市あるいは類似団体と比較いたしましても、職員数が減った影響は極めて深刻でございます。

新年度に組織機構の見直しがされますが、多くの課や係で、市民ニーズの多様化や制度変更あるいは権限移譲などに伴う業務量の大幅な増加、専門職員、技術職員の不足などで、業務の遂行に困難が広がっております。一人ひとりの職員にかかる負担は極めて大きく、住民サービスへの影響も出ております。正規職員をさらに増やすことは喫緊の課題である

というふうに考えております。

さらに、住民要望の多い交通安全施設の整備や維持、それから日常生活道の改修や老朽化した公共施設、市営住宅などの施設補修は、直接、市民生活にかかわることですが、十分に要望に応えられるものになっておらず、こうした住民生活に密着した予算の増額が求められます。

新年度予算では、住民要望を積極的に盛り込んだ事業も予算化されておりましたが、この点では大変評価をいたしますけれども、以上、述べた点で、一般会計予算には賛成しがたいと、こういう態度を述べさせていただきます。

以上です。

○議長（松村 学君） 17番、田中健次議員。

○17番（田中 健次君） 上程されております議案第35号に反対いたします。

この予算案は、新しい市長による政策を、今後、予算に反映していくため、義務的経費を中心とした骨格予算として編成されたものであるとの議案説明が執行部からされているのに対し、骨格予算ではないとの意見も出されておりました。

しかし、留保事業が20以上もあるとの執行部の答弁もあり、まさに骨格予算になっていると考えているところであります。

また、国の地方財政圧縮という中で、厳しい財政運営がされているのが現状で、その中で、議会の一般質問等で述べられた各議員、各会派の意見、提言を酌み取り、事業が取り組まれている点については、詳しくは述べませんが評価させていただきたいと思っております。

しかしながら、行政改革の中で民間委託が進められていたり、職員の配置が不十分で業務が十分にできていないのではないかと。市民に対するサービスが、これでは不十分になることを指摘させていただきたいと思っております。十分な職員体制に疑問があります。

さらに、消費税を使用料等に上乗せし、市民に負担を強い、問題があること。そもそも消費税は税として逆進性が高く、所得の低い世帯に重くのしかかる問題のある税制であります。こういった点で、この予算は問題があると指摘し、反対をいたします。

○議長（松村 学君） 24番、山根議員。

○24番（山根 祐二君） 議案第35号平成30年度防府市一般会計予算について、賛成の立場で討論をいたします。

平成30年度当初予算中、総務費関係では、防災倉庫・避難所等整備事業や公共施設マネジメント事業、公共交通対策事業、住民基本台帳管理業務など、「公明党」の提言が随所に予算化されています。

そのほかにも、民生費では、障害者福祉関係業務の新規事業として、サポートファイル

の普及促進があります。

また、子育て施策の充実では、小学校卒業までの医療費の全額助成、第3子以降の子どもの出生時や小学校入学年齢時に対応する応援事業、留守家庭児童学級の整備などが予算化され、高齢者福祉の充実では、地域の介護予防への支援、家族介護への支援が拡充となっています。

衛生費では、斎場運營業務の改革がなされ、市民感情に沿った担当課移管など、配慮されることになっています。

労働費では、イオン防府店に開設した「ほうふ女性しごと応援テラス」において女性の就職支援をするとともに、男女ともに働きやすい職場環境の整備促進に取り組むとあります。

商工費において、企業誘致の推進は、工場等の新・増設及び雇用拡大を行った企業への奨励金交付は継続をし、新規事業で、新たな産業団地周辺整備が盛り込まれています。

また、観光協会助成事業が拡充され、観光協会が取り組む観光コンベンション誘致活動に対する支援をします。

観光まちづくりの推進では、「防府市明治維新150年プロジェクト」、「ほうふ幸せますまち博」の開催、公衆無線LANの新設・増設などを行い、外国人旅行者を含めた観光客への受け入れ環境を整備します。

土木費、暮らしの安全に関しては、向島の排水対策をはじめ、市街地用排水路の浚渫、河川の浚渫など、拡充事業となっており、教育費におきまして、小・中学校施設の整備では、平成29年度の国の前倒し補正予算とあわせて、学校施設の改築や改修が行われます。

以上、市税収入が伸び悩む厳しい財政情勢の中で、第四次防府市総合計画のまちづくりの大綱に沿った予算編成を了とし、本議案に賛成の態度を表明いたします。

○議長（松村 学君） 11番、牛見議員。

○11番（牛見 航君） 私は、「自由民主党清流会」を代表して、ただいま議題となりました平成30年度防府市一般会計予算案について、賛成の立場から討論を行います。

まずは、松浦市長の退任に伴いまして、この3月議会の予算案は骨格予算ということでございました。その中でも、一般質問などでも要望してまいりました「情報発信課」設立も組み込んでいただきました。本年は「明治維新150年」、また「幸せますまち博」など、観光分野において特に発信力の強化が期待されております。長年の課題の原因の1つでもある関係各所との密な情報共有、また、連携をしっかりと形にできるよう、仕組み化していただくことを期待いたします。

その他、進言させていただきたいことも多くございますが、関係部署、各課へ、私たち

自身からまず伺うことで、情報共有、連携をとらせていただきたいと思いますと考えております。

就任される新市長のもと、さらなる防府市の発展のために、大いに期待いたします。

以上のことから、本予算案に賛成いたします。

○議長（松村 学君） ほかにございませんか。13番、石田議員。

○13番（石田 卓成君） 議案第35号平成30年度防府市一般会計予算案について、「自由民主党」として賛成の立場で討論をさせていただきます。

先日行われた予算委員会の全体会でも、数点の事業について、到底納得できない旨の指摘をさせていただいたところではございます。また、平成30年度予算案において、山口市の870億円、宇部市の640億円と比べ、本市は398億円と大きく引き離されたことも残念に思っておりますが、本日は図書館運営事業に的を絞って討論をさせていただきます。

この図書館運営事業のうち、5月に開催される「上山満之進翁没後80年展」で、防府に戻ってくる絵画「東台湾臨海道路」については、当初は市内で保管ができる場所がないという理由で福岡市と契約を締結されてしまったわけでございますが、今月の5日に議会に出された陳情書では、毛利博物館が受け入れ体制を整えてくださることになったことが記されておりました。この経緯につきましては、昨年12月8日に行われた私の一般質問に対する村田太副市長——当時の——の答弁を受け、受け入れの決断をしてくださったわけでございます。

これに対し、執行部はこれまで、この事実を把握しておきながら、毛利博物館側に対して、事実の把握や感謝の気持ちを伝えるなどの具体的な動きをしておられません。これほど不誠実な態度が許されてよいものなのでしょうか。

先日行われた教育民生委員会では、委員から、「保管できる場所が確保できるのであれば、今回行われる没後80年展のような形で、年に1回程度であれば何ら問題なく展示ができるはずなので、執行部の態度には違和感がある」との指摘がなされました。

そのほかにも、執行部は、福岡市との信頼関係を損ねると強調されますが、「アジア美術館側に、防府市内で保管できる場所が確保できるようになったことを説明したのか」という問いに対しては、事実を把握していながら、アジア美術館側には何ら報告や相談もしていないことが明らかになりました。

また、今月11日に行われた史談会の席上で、市長に対し、「毛利博物館が保管できる場所を確保してくださる事実を把握しておられますか」と私が質問したところ、「その事実を存じ上げません」との回答を得、市長に何の報告もされていないことを確認いたしました。一刻も早く上司に事実を伝えるという公務員としての当然の行いがされていないこ

とに愕然とし、翌日、市長秘書室に陳情書のコピーを持っていき、直ちに市長に報告するようお願いした次第でございます。

今回の予算案では、当絵画の運搬費として、往復で50万円余りが計上されております。陳情書では、「防府に戻ってきた後は、二度と福岡市に送ることなく、寄託契約を解除した上で毛利博物館に保管するよう、議員の総意としての明確な意思表示を執行部に対して行ってほしい」との要望がなされておりますが、御厚意で保管できる場所を確保してくださったのですから、80年展終了までに寄託契約を解除されれば、復路の運搬費は不要になるわけでございますので、執行部には速やかに契約解除の手続を行い、1円たりとも無駄な予算を使わない姿勢を示してほしいと願っております。

委員会での執行部答弁では、福岡市との信頼関係を損ねることを強調されておりましたが、むしろ信頼関係を損ねているのは、これまでの執行部の不誠実な態度そのものであると考えます。ちなみに、アジア美術館からは、保管できる場所が防府市内に確保でき、防府市側が望むのであれば、いつでも契約解除に応じてくださることを確約いただいております。

現在、アジア美術館の収蔵庫に保管されているこの絵画を一日も早く契約解除し、復路分の無駄な予算を使ってほしくないことを執行部にお願い申し上げ、また、毛利博物館をはじめとする市民有志の皆様方のお気持ち、そして台湾で、絵画の防府市への返還を願っておられる陳重光さんや陳立栢様のお気持ちをそんたくしていただきました上で、遅くとも5月中には寄託契約を解除していただきますよう、重ねて、重ねてお願い申し上げ、本予算案に全面的に賛同するものではございませんが、市民生活への影響を考えた上で、賛成の立場を表明させていただきます。

以上でございます。

○議長（松村 学君） ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（松村 学君） 討論を終結して、お諮りします。本案については反対の意見もありませんので、起立による採決といたします。

議案第35号について、これを可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（松村 学君） 起立多数でございます。よって、議案第35号については、原案のとおり可決されました。

報告第7号契約の報告について

○議長（松村 学君） 報告第7号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 報告第7号契約の報告について御説明申し上げます。

本案は、議決事件に該当しない契約及び財産の処分についての報告に関する条例第3条第1項の規定により、公共下水道長寿命化対策污水管渠改築第一工区工事二請負契約につきまして御報告申し上げるものでございます。

報告いたします契約は、お手元にお示しいたしておりますとおり、入札により落札者と決定いたしました事業者と締結したものでございます。

これを持ちまして、報告にかえさせていただきます。

○議長（松村 学君） 本件に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（松村 学君） 以上で、報告第7号を終わります。

報告第8号変更契約の報告について

○議長（松村 学君） 報告第8号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 報告第8号変更契約の報告について、御説明申し上げます。

本案は、議決事件に該当しない契約及び財産の処分についての報告に関する条例第3条第1項の規定により、平成28年9月の市議会定例会において報告いたしました、防府市公共下水道防府浄化センター長寿命化第3期工事委託に関する協定の変更協定につきまして、御報告申し上げるものでございます。

報告いたします協定は、お手元にお示しいたしておりますとおり、平成28年7月1日に日本下水道事業団と締結いたしました、防府市公共下水道防府浄化センター長寿命化第3期工事委託に関する協定について、契約金額の変更をしたものでございます。

これを持ちまして、報告にかえさせていただきます。

○議長（松村 学君） 本件に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（松村 学君） 以上で、報告第8号を終わります。

議案第47号防府市災害派遣手当等に関する条例中改正について

○議長（松村 学君） 議案第47号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 議案第47号防府市災害派遣手当等に関する条例中改正について、御説明申し上げます。

本案は、旅館業法の改正に伴い、本市災害派遣手当等に関する条例について、所要の条文整備を行おうとするものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（松村 学君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（松村 学君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松村 学君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（松村 学君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松村 学君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第47号については、原案のとおり可決されました。

議案第48号平成29年度防府市一般会計補正予算（第9号）

○議長（松村 学君） 議案第48号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 議案第48号平成29年度防府市一般会計補正予算（第9号）について、御説明申し上げます。

まず、第1条におきまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,664万6,000円を追加し、補正後の予算総額を434億3,233万2,000円といたしております。

次に、第2条の繰越明許費の補正につきましては、4ページの第2表にお示しいたしておりますように、右田小学校グラウンド整備事業について、翌年度へ予算を繰り越すもの

でございます。

次に、第3条の地方債の補正につきましては、5ページの第3表にお示しいたしておりますように、学校教育施設等整備事業にかかわる限度額を変更するものでございます。

それでは、歳入歳出補正予算の内容につきまして、事項別明細書により御説明いたします。

8ページをお開きください。

まず、10款教育費2項小学校費1目学校管理費の小学校施設整備事業につきましては、平成30年度に予定しておりました右田小学校グラウンド整備事業につきまして、国の補助事業の追加採択を受けましたことから、前倒しで実施することとし、所要の経費を計上いたしております。

また、歳入におきましては、この経費に係る国庫支出金及び地方債をあわせて計上いたしております。

次に、14款予備費につきましては、今回の補正の収支をいたしまして、補正後の予備費を2億3,039万2,000円といたしております。

以上、議案第48号につきまして御説明申し上げます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（松村 学君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（松村 学君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松村 学君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（松村 学君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松村 学君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第48号については、原案のとおり可決されました。

議案第49号平成30年度防府市一般会計補正予算（第1号）

○議長（松村 学君） 議案第49号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 議案第49号平成30年度防府市一般会計補正予算（第1号）について、御説明申し上げます。

まず、第1条におきまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,664万6,000円を減額し、補正後の予算総額を397億8,735万4,000円といたしております。

次に、第2条の地方債の補正につきましては、4ページの第2表にお示しいたしておりますように、学校教育施設等整備事業にかかわる限度額を変更するものでございます。

それでは、歳入歳出補正予算の内容につきまして、事項別明細書により御説明申し上げます。

8ページをお開きください。

まず、3款民生費2項児童福祉費2目子ども・子育て支援費の社会福祉施設整備補助事業及び、10款教育費1項教育総務費3目教育指導費の認定こども園施設整備補助事業につきましては、認定こども園の施設整備に係る保育所機能部分と幼稚園機能部分における対象経費の案分方法について、国から取り扱いが示されましたことから、所要額を再計算し、過不足の調整を行っているものでございます。

また、歳入におきましては、この経費に係る国・県支出金をあわせて調整いたしております。

次に、10款教育費2項小学校費1目学校管理費の小学校施設整備事業につきましては、先ほど議案第48号平成29年度防府市一般会計補正予算（第9号）において御説明いたしましたとおり、右田小学校グラウンド整備事業につきまして、平成29年度に前倒しして実施いたしますことから、平成30年度に計上いたしておりました所要の経費を減額するものでございます。

また、歳入におきましては、この経費に係る国庫支出金及び地方債をあわせて減額いたしております。

次に、14款予備費につきましては、今回の補正の収支をいたしまして、補正後の予備費を1億1,463万8,000円といたしております。

以上、議案第49号につきまして御説明申し上げます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（松村 学君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（松村 学君） 質疑を終結してお諮りします。本案については、委員会付託を

省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松村 学君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（松村 学君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松村 学君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第49号については、原案のとおり可決されました。

議案第50号防府市議会政務活動費の交付に関する条例中改正について

○議長（松村 学君） 議案第50号を議題といたします。

提出者の補足説明を求めます。23番、安村議員。

〔23番 安村 政治君 登壇〕

○23番（安村 政治君） 議案第50号防府市議会政務活動費の交付に関する条例中改正について、御説明申し上げます。

本案は、政務活動費の透明性を確保するため、収支報告書について何人も閲覧できるようにするため、及び所要の条文整備をするものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（松村 学君） ただいまの補足説明に対し、質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（松村 学君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松村 学君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（松村 学君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松村 学君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第50号については、原案のとおり可決されました。

常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（松村 学君） 次に、常任委員会の閉会中の継続調査についてをお諮りいたします。

各常任委員長から、委員会において調査中の所管事務について、防府市議会会議規則第108条の規定により、お手元に配付いたしております申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松村 学君） 御異議ないものと認めます。よって、各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

市長あいさつ

○議長（松村 学君） さて、平成30年第1回防府市議会定例会も本日が最終日となります。

皆様、御承知のとおり、今後、緊急を要する事件でもない限り、今期定例会が、松浦市長が出席される最後の防府市議会定例会となります。

この際、松浦市長からの申し出により、御挨拶を受けたいと存じます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） このたび、本会議場におきまして御挨拶の機会を与えていただきましたことに、議長はじめ議会の皆様方にまずもって御礼申し上げます。

さて、私は御承知のとおり6月20日をもって任期満了により防府市長を退任いたしますが、平成10年6月に市長に就任をさせていただきましてから、今日まで5期20年の長きにわたり職を務め上げることができましたのは、ひとえに市民の皆様のおかげでございまして、心から感謝を申し上げる次第でございます。

私が第14代の防府市長に就任いたしました当時は、不当要求にさらされ、市の行政体としての信用は著しく損なわれ、市職員は意気消沈している状況に加え、市の財政は憂うべき状況でありました。

そのような情勢の中、私は「元気を出そう！ふるさと再生」を旗印に掲げ、一日一日が任期の思いで、まちづくりの根幹となる行財政基盤の立て直しが第一であるとの思いから、市職員とともにみずからが率先垂範して改革に取り組む覚悟を固め、聖域なき行政改革を断行し、市民の皆様のお理解と御協力のもとに、今日では県内で1、2を競う財政状況を築くことができました。多くの皆様に支えられてきたおかげで、私はこの20年間全力で

職を全うすることができました。

さまざまな思いが去来するところでありますが、あえて心残りを申し上げるとすれば、究極の行政改革として、4期目の市長選挙において市民にお訴えし、御理解と御判断を仰いだ議員定数の大幅削減でございます。

4期目の当選直後の平成22年6月議会において、議員定数の削減を御提案いたしましたが、結果的に否決となりました。その後、法に定められた署名数をはるかに超える3万5,578人もの市民の方々からの直接請求をもとに、再度、平成23年1月にも提案いたしましたが、賛成少数で否決された経緯がございます。

この市議会議員定数削減への市民の思いは、防府市議会において御決断いただくものであり、今もボールは防府市議会にあるとあえて申し上げますとともに、今後の議会におきまして市民の皆様に沿った議論をし、御決断をいただきたく存ずるところであります。

最後に、新しく選任される市長のもと、市民が主役の市政を実現されることを強く希求し、防府市の限りない発展を祈念いたしますとともに、皆様方が御健康で本市発展のため御活躍くださいますことを心から念じ上げまして、甚だ意を尽くしません。在任中の最後の定例会議の最終日に当たり、御挨拶とさせていただきます。御清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（松村 学君） ここで僭越ではございますが、市議会を代表いたしまして、松浦市長に私が一言謝辞を述べさせていただきます。

〔議長 松村 学君 登壇〕

○議長（松村 学君） 松浦市長におかれましては、市長として5期20年、防府市制施行後まさに4分の1の期間を、史上最長の期間、市長として在任されました。また、最後の任期におきましては、全国市長会会長として、まさに814市区のリーダーとして全国を行脚され、大変汗をかかれました。大変お疲れさまでございました。

松浦市長の在任中に、就任後、行財政改革を中心に、すぐ取り組まれましたが、市政各般にわたり相次ぐ諸課題、対応していただきましたことに感謝申し上げます。

最近におかれましては、JTの跡地問題がございましたが、大和テクノタウンを通して防府市の企業誘致を進めていただき、今も2号用地、旧中関ゴルフ場跡におきまして、しっかりとにぎわい創出すべく、起工されたところでございます。また、人工芝の多目的グラウンド、子どもたちの未来のためにも、そして防府市のスポーツの振興のために、また完成をされたところでございます。本当にありがとうございました。

市長におかれましては、大変お疲れのことだと思えます。しばしお休みをされまして、

また叱咤激励、防府市政に対するまた御意見も頂戴しながら、今後活躍していただきたい
と思います。

以上、謝辞といたします。大変長い間お疲れさまでした。（「ありがとうございました
」と呼ぶ者あり）（拍手）

○議長（松村 学君） 以上で、今期定例会に付議されました案件は全て議了いたしま
した。

これをもちまして、平成30年第1回防府市議会定例会を閉会いたします。

長時間にわたり慎重な御審議をいただきましてありがとうございました。お疲れさまで
した。

午前11時43分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成30年3月28日

防府市議会議長 松 村 学

防府市議会議員 高 砂 朋 子

防府市議会議員 牛 見 航

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成30年3月28日

防府市議会議長

防府市議会議員

防府市議会議員